



例会日/毎週木曜日 12:30
 例会場/グランプラザ中津ホテル TEL 0979-24-7111
 事務局/〒871-0055 中津市殿町1383の1 中津商工会館2F
 TEL 0979-22-9716 FAX 0979-22-9722
 e-mail office@n-heisei.org
<http://www.n-heisei.org/>

第1283回例会 平成28年12月8日 (木)

●本日の例会プログラム 臨時総会

◎次回例会プログラム ゲスト卓話「貸貸市場の動向及び今後の展開」
 (株)CHINTAI 九州・沖縄支社営業担当 世良秀樹氏



**前回(1282回例会)の記録
平成28年12月1日(木)**

| | |
|--|---|
| <p>■ゲスト</p> <p>2016-17年度RI2720地区 管理運営委員長 上野公則氏</p> <p>2016-17年度RI2720地区 職業奉仕部門 部門長 大森克磨氏</p> <p>■ビジター なし</p> | <p>■出席報告</p> <p>会員数 23名 免除者数 3名 対象者数 20名 本日出席者 16名 欠席者数 4名 出席率 80.00%</p> |
|--|---|

■1281回出席報告の修正
 1281回欠席者 7名
 メイクアップ 3名
 欠席者 4名
 修正出席率 65.00% → **80.00%**

●メイクアップ
 加来会員(11/30 Eサンライズ)
 若松会員(11/30 Eサンライズ)
 梶原会員(11/5 姉妹交流)

●欠席者
 土居会員、仲本会員、初倉会員

◎ロータリーソング 四つのテスト

◎会長の時間 長野会長
 皆さん、こんにちは。

今日から12月となり、忙しい時期となりました。交通量も多くなり、事故や交通取締りが増える時期です。先日、私の後輩が一旦停止で捕まり、友人がスピード違反で捕まりました。一旦停止の方は左右の確認ができないので、左右の確認をするため停止線の先で止まったところを捕まったそうです。スピード違反の友人は前を行く車が路肩に避けて、道を譲ってくれたため、追い越したところ、スピードが出すぎたところを捕まったそうです。2つの例とも、安全を考えた上での運転にも関わらず、違反とされたようです。ルールはルールとして理解できますが、安全優先の取り締まりをお願いしたいものです。皆さんはそのあたりを踏まえ、年末に事故や違反のないように気をつけましょう。



本日は地区の大森部門長と上野委員長に来ていただき、規定審議会の解説をしていただきます。クラブの将来を考える上で、重要な例会となると思われしますので、短い時間ですが、しっかり勉強しましょう。

◎幹事報告 黒瀬幹事
 ●例会変更 津久見RC
 ●幹事報告
 ・中津商工会議所より会議所ニュース



◎ニコニコボックス 担当：クラブ管理運営委員会

【永松会員】タイガー・ウッズが活躍してうれしく思います。彼が使用してるドライバーを購入しようかと考えてます。
 【中島会員】妻の父親が危ないとのことで、慌てて実家のある平戸まで行きましたが、大事には至らずに安心しました。一方、先日買った、コンビニのピザまんには髪の毛が混入してましたが、製造元の担当者と幹部が本日お詫びに来るといって、大事になりました。
 【若松会員】NHK大分の番組で、国東・宇佐地域の林業活性化の取り組みをテーマにした番組が放映されます。私も出てます。放映日は12月21日です。ご覧になってください。
 【長野会長】先日、市の入札があり、うまくいってましたが、書類の形式を間違えて最終的に落札できませんでした。残念です。
 【長野(修)会員】若松会員昨日、宅建の資格合格発表があり、無事息子が合格しました。
 【黒瀬会員】12月には何かと慌ただしい時期ですが、交通事故等にお気を付けてください。
 【土居会員】沢山のニコニコをありがとうございました。本日の卓話、上野管理運営委員長、大森部門長、よろしく願い申し上げます。

◎規定審議会の解説の報告

2016-17年度RI2720地区
管理運営委員長 上野公則氏



2016-17年度RI2720地区
職業奉仕部門 部門長 大森克磨氏



- ・自動的に変更されている
- ・赤字部分と青地部分
- ・変更可能部分 18p～

- 2 クラブ細則 22p～
 - ・細則は必ず必要 例えば

8条第2節 (a) 13条第1節
クラブ細則
第20条 細則 本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正することができる。

標準クラブ定款と標準クラブ細則について

第1 規定審議会で組織規定の改定がなされた規定審議会とは？

RI定款抜粋

第10条 規定審議会

第1節 目的。規定審議会がRIの立法機関を成すものとする。
第2節 時期および場所。規定審議会は3年に1度、4月、5月、6月のいずれかの月、できれば4月に招集されるものとする。
→4月10日～15日 シカゴで開催

RI細則

9.150.8. 審議会決定の発効日 各立法案について規定審議会または決議審議会の行った決定は本細則第9.150.4.項の下にクラブ決定により一時保留とされない限り、審議会閉会直後の7月1日にその効力を生じるものとする。

第2 法体系

- 1 国際ロータリー定款
- 2 国際ロータリー細則
- 3 ロータリー財団細則
- 4 クラブ定款
- 5 クラブ細則
- 6 ロータリー章典

第3 クラブが規定を守る義務

RI定款抜粋

第5条 会員

第3節第3節一定款および細則の承認。RI加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブは、すべて、それによって本定款とRI細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に順守することを承諾するものとする。

第4 改正に関する資料

- 1 2016規定審議会決定報告書
(MY ROTARY→ラーニング&参考資料→規定審議会→2016年規定審議会の関連資料→2016年決定報告)
- 2 2016規定審議会議事録

第5 標準クラブ定款と標準クラブ細則

RI細則

第2条 国際ロータリーの加盟会員

2.040. クラブによる標準ロータリークラブ定款の採用
すべての加盟クラブは、標準クラブ定款を採用しなければならない。

2.040.1. 標準クラブ定款の改正

標準クラブ定款は、組織規定に述べられている方法で改正することができる。このような改正は、自動的に、各クラブの定款の一部となるものとする。

第6 本日のセミナーはなぜ行われるか

RI細則

15.090. ガバナーの任務

4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は、特にこれを行う。

第7 本日の資料 結論

- 1 クラブ定款 4p～

第8 改正部分について

- 1 議題一覧
- 2 クラブ定款
最も大きな部分は、7条と9条
- 3 クラブ細則

2016年規定審議会決定報告書
2016年5月

ロータリアンの皆さまへ

国際ロータリーの規定審議会は、2016年4月10日～15日に、米国イリノイ州シカゴにて開催されました。RI細則第8.140.2項の手続きに基づき、採択された61件の立法案を含め、審議会による決定をここにご報告いたします。

審議会では、計181件の立法案が審議されました。この中には117件の制定案 (RIの組織規定を改正する立法案) と64件の決議案 (RIの組織規定の改正を求めない立法案) がありました。これらのうち、審議会は47件の制定案および14件の決議案を採択しました。審議会は3件の立法案を理事会による今後の検討に委ね、5件の審議を無期限延期としました。53件の立法案は否決され、59件の立法案が審議されずに撤回されました。採択された47件の制定案のうち、18件は修正の上採択されました。修正された採択された立法案は、番号に*印を付けて記載しています (英語の表現上の修正については、日本語版への修正が不要なものも含まれています)。本報告書に記載された立法案の書式は、規定審議会に提出された形を取っています。現行の組織規定への変更がある場合、新しい文言には下線を引き、削除する原文には抹消の線が引いてあります。

これらの立法案をお読みになる際には、各立法案は採択された通りに、個別のものとお考えいただくようお願い申し上げます。文書の同じ箇所の変更を求める案件が2件以上ある場合、重複および相関するすべての変更は、組織規定文書の改定の際に規定審議会運営委員会によって加えられます。

本報告書の末尾に「立法案反対表明書式」が収められています。RI細則第8.140.3項に準拠し、クラブは採択された制定案あるいは決議案に対して、本書式を用いて反対を表明することができます。

漏れなく記入された書式は、2016年8月15日必着でエバンストンのRI世界本部に提出しなければなりません。審議会が採択した立法案について、必要数の反対票が提出された場合、その立法案は一時保留とみなされます。全ロータリークラブの投票はRI細則8.140.5、8.140.6、8.140.7の各規定に則って実施されます。投票の結果に基づき、一時保留の立法案が無効となるかまたは復権するかが決まります。

各クラブは、審議会の決定のいずれかに反対する場合にのみ、本報告書の巻末の書式に記入し、ご返送いただけますようお願いいたします。クラブが2016年規定審議会の決定に反対しない場合には、何も提出する必要はありません。

規定審議会と採択された立法案に関するご質問は、審議会業務担当部 (council_services@rotary.org) にお問い合わせください。

事務総長 ジョン・ヒューコ

